

令和3年度 京築地区水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度京築地区水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 用水供給業務

供給対象団体	一日供給水量	年間総供給水量	備考
行橋市	3,800 m ³	1,387,000 m ³	
豊前市	6,400 m ³	2,336,000 m ³	
苅田町	1,770 m ³	646,050 m ³	
みやこ町	3,070 m ³	1,120,550 m ³	
吉富町	650 m ³	237,250 m ³	
上毛町	800 m ³	292,000 m ³	
築上町	2,510 m ³	916,150 m ³	
合計	19,000 m ³	6,935,000 m ³	

(2) 主な改良工事

- ・配水池電気計装設備更新工事及び重点監理業務委託(債務負担に係わるもの)
- ・苅田町新津地区送水管移設工事及び設計業務委託・重点監理業務委託
- ・湯の川内浄水場耐震補強工事及び重点監理業務委託

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	1,066,343 千円
第1項 営業収益	915,420 千円
第2項 営業外収益	150,923 千円

支 出

第1款 事業費	1,027,700 千円
第1項 営業費用	946,087 千円
第2項 営業外費用	81,113 千円
第3項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額676,440千円は、減債積立金60,000千円、建設改良積立金210,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,699千円、過年度分損益勘定留保資金301,401千円及び当年度分損益勘定留保資金76,340千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	69,871千円
第1項 国庫補助金	8,415千円
第2項 県補助金	19,356千円
第3項 工事負担金	35,800千円
第4項 出資金	6,300千円
支 出	
第1款 資本的支出	746,311千円
第1項 改良費	377,358千円
第2項 企業債償還金	368,653千円
第3項 予備費	300千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水池電気計装設備更新事業	令和3年度	255,530千円
	令和4年度	225,940千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に関する予算額に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 67,171千円
(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第9条 構成団体の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、636千円である。

(1) 児童手当に対する補助金 636千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和3年2月25日 提出
京築地区水道企業団
企業長 後藤 元秀